

新型コロナウイルス関連情報（在留邦人の方等の一時帰国時のワクチン接種事業）

【ポイント】

- 8月1日より、日本に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業が開始されます。

【本文】

1 日本に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業が開始されます。

詳細については、外務省 HP 内の以下の特設ページに記載しておりますので、御関心のある方は以下の URL からご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

本件事業について質問がある方は、まずは上記特設ページ内にある「よくある質問」コーナーをご一読ください。

2 開始日

8月1日（終了時期は2022年1月上旬を予定）

3 接種場所

成田空港及び羽田空港

4 対象者

①在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は一部の再入国出国中の外国人（対象範囲は上記外務省 HP の特設ページでご確認ください。）

②日本国内に住民票を有していない方

③接種を受ける日に12歳以上である方

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご確認ください。

5 ワクチンの種類

ファイザー社のワクチン（ただし、職域接種会場で接種を受ける場合は、モデルナ社のワクチン）

6 予約方法

7月中・下旬に開設予定の特設予約サイトを通じて、事前に予約することが必要となります。

7 お問い合わせ先（電話）

●日本国内から：0570-011-000にかけた後、自動アナウンスに従って、「1」次いで「5」を押してください。

●海外から：(+81) 3-5363-3013
(平日 9時～17時)